

# 吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 63863-2211  
FAX (06) 63862-8160  
http://www.suita-minsyou.com  
main@suita-minsyou.com

最近の相談について

## 税務署からの通知に「注意を」

先週（12月6日号）の商工新聞1面に「電子取引の調査強化」について掲載されていましたが、ネット通販に関わる税務署からの照会文書の相談がすぐにありました。所得税申告の有無と売上・所得金額、申告した税務署、業種や業態、取引先などを問い合わせる内容です。おそらく無申告者の洗い出しを目的としていると思われる。相談者は毎年確定申告している会員さんでしたので、申告している旨を記載して回答することにしました。税務署からの通知・照会は回答が任意のものもありますが、内容によっては放置すると調査や滞納処分が行われる場合があります。必ず開封し内容を確認するようにしてください。



## 消費税に関する届出は期限内に

12月となり今年もあとわずかとなりました。消費税課税事業者届や簡易課税選択届など消費税に関わる届出はほとんどがその年分（法人は年度）が始まる前日が届出期限とされています。令和1年分の売上で1千万円を超えた飲食店の会員さんから課税事業者届の相談がありました。その際には消費税の申告を一般と簡易の選択も必要のため、再度令和1年分の収支計算を持参してもらって相談することになりました。届出忘れがないようにご注意ください。

## 月次支援金の不備ループ

月次支援金の不備に関する相談が会員さんと一般の方の両方からありました。不備による書類提出の依頼は当初提出した書類の不備によるものと、ほんとに営業しているのか事業性を確認することが目的のものがあります。今回の相談はともに事業性の確認が目的で、売上が振り込まれた通帳の提示を求められています。お一人は現金取引しかない方で、もうお一人は下請ですが通帳の記帳を怠っていたため提示できないとの相談でした。コールセンターに問い合わせても審査部門と別になっているため解決しません。求められた書類がそもそも存在しないなど提示できないことがあれば、その旨をどんな形式でも良いので手紙として書面を作成して添付すると、代わりの書類提示を求める通知が届きます。民商では不備ループ問題を解決した全国の事例がありますのでご相談ください。



## 伝言板

無料法律相談（要予約）

12月16日（木） 13時00分 吹田民商會館

電子帳簿保存法対策・自主計算パンフ学習会

12月16日（木） 18時30分 吹田民商會館からオンライン講師 奥津年弘税理士（東京税経新人会・会長）

税制改正で大幅に緩和された電子帳簿保存法が2022年1月1日から施行され、電子取引情報にかかる電磁記録の保存の義務化は全事業者に影響を及ぼします。専門家が問題点や対応について解説します。

## 年末調整実務会

12月21日（火）	14時00分	民商會館
12月23日（木）	19時00分	民商會館
1月7日（金）	14時00分	民商會館
1月7日（金）	19時00分	民商會館
1月17日（月）	19時00分	民商會館

令和3年分の各申告書と徴収簿を揃えてご参加ください

## 第9期飲食店等営業時間短縮協力金

申請期限 12月13日（月）まで

## 大阪府中小法人・個人事業者等に対する一時支援金

申請期間 12月24日（月）まで

## 事業復活一時金について

政府が新たな経済対策として55・7兆円の財政措置を6日の臨時国会で提出しました。うち中小企業向けの「事業復活支援金」は約2.8兆円が充てられます。売上減少要件が緩和

売上金額の減少要件がこれまで5割以上とされていたところ、3割以上でも支給対象に緩和されました。しかし対象となる売上が11月〜来年3月と本来に厳しかった10月以前が対象とされています。

## 支給額は持続化給付金の半分に

また最大250万円の支給は売上金額5億円以上の中小法人のことで、個人事業者は最大50万円、売上1億円未満の中小法人は最大100万円と昨年の持続化給付金の半分以上支給されません。（売上減少3割以上の場合、支給上限はその6割となります）

## 「事前確認」の手続きが必要

一時支援金・月次支援金に引き続き、なりすまし対策として「事前確認」の手続きが必要とされています。そのため金融機関や専門家（行政書士・税理士・経営診断士等）、商工会議所などで認証を受けなければなりません。

## 開始時期は未定です

「補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始予定」とだけ発表されているため、詳細が分かり次第お知らせするようにします。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！